

令和 年 月 日

大河原町議会議長

殿

大河原町議会議員

旅 行 届

大河原町議会先例集 146 の規定により届出します。

記

1. 期 間
自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

2. 旅 行 先

(注) 議員は、旅行等により3日以上不在になる場合は、その期間、行先等を議長に届け出なければならない。(大河原町議会先例集 146)